答 申 第 ２ ８ 号
平成１９年9月２８日

仙台市長　　梅原　克彦　様

仙台市情報公開審査会
会長　佐　藤　　宏

仙台市情報公開条例第１８条の規定に基づく諮問について（答申）

平成１９年５月２日付 H19 青保管第５４号で諮問のありました下記の件について，別紙のとおり答申いたします。

記

諮問第４１号　　「民生委員・児童委員活動件数集計報告書」の一部開示決定に対する異議申立て

答　　　　申

（諮問第４１号）

1　審査会の結論

仙台市長（以下「実施機関」という。）の行った一部開示決定は妥当ではなく，当該決定において非開示とした部分を開示すべきである。

2　異議申立ての趣旨

本件異議申立ては，異議申立人（以下「申立人」という。）が仙台市情報公開条例（平成 12 年仙台市条例第 80 号。以下「条例」という。）に基づき，「民生委員（児童委員）の活動記録のわかるもの。青葉区民児協・〇〇地区（〇〇区主任児童委員)」の開示を請求したのに対し，実施機関が「青葉区〇〇地区の『民生委員・児童委員活動件数集計報告書』」を特定し，平成１９年４月１６日付で一部開示決定したことについて，その取消しを求めたものである。

3　申立人の主張要旨

申立人が主張した異議申立ての理由は，異議申立書（別添１－１）及び意見書（別添１－２）に記載のとおりであるが，次のように要約される。

① 活動件数集計報告書は，民生委員の自己申告による件数の集計であることから，これらから要支援者の個々の生活状況が推測できるかは疑問であるし，開示することによる相談件数の減少を立証することも不可能である。

② 民生委員の活動実態を知る手がかりが，自己申告を元にした件数の集計のみで，第三者が検証する手立てがない。この現実のほうが民生委員の活動を不当に評価していることになるのではないか。

③ 民生委員には交通費実費，費用弁償等として巨額の公費が投入されているにもかかわらず，住民は，どのような経緯で委嘱されたか，誰が民生委員かも知らない人が多く，また地域においてどのような活動を行っているのかその実態を伺い知ることができない。民生委員氏名が開示されることにより，第三者からのチェック機能が働き，そのことによって，仙台市や民生委員の意識が変わり，検証可能な活動へと方向転換するきっかけとなると考える。

4　実施機関の説明

実施機関が行った非開示理由についての説明は，理由説明書（別添２）に記載のとおりである。

5　審査会の判断

（１） 民生委員児童委員及び主任児童委員について

民生委員は，民生委員法（昭和 23 年法律第 198 号）により設置され，都道府県知事（政令指定都市にあっては市長）の推薦により，厚生労働大臣が委嘱をし，３年の任期で，担当の区域において，各種の相談・援助・調査等の業務にあたるほか，福祉事務所その他の関係機関への協力活動を行っている。

民生委員は, 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の規定により児童委員を兼務し，児童福祉の増進にも努めており，その身分は非常勤の特別職地方公務員と解されている。

民生委員の委嘱は，民生委員法により，市町村に設置された民生委員推薦会が推薦した者について，地方社会福祉審議会の意見を聴いて，これを行わなくてはならないと定められている。仙台市においては，より地域に根ざした候補者を推薦できるよう，民生委員推薦会に先立って，自治会・町内会や地域福祉関係の代表者で構成される地区民生委員候補者選考委員会，各区民生委員推薦会準備会を設けている。

主任児童委員は，児童委員活動のさらなる推進を図ることを目的に，平成６年１月１日より設置され，民生委員児童委員の中から厚生労働大臣が指名する。

主任児童委員は，児童福祉に関する事項を専門的に担当し，原則として区域を直接担当しない取扱いとされているが， 地区民生委員児童委員協議会の規模に応じて，それぞれ 2 人ないし 3 人が配置される。なお，本市においては，すべての地区において 2 名が定員となっている。

本市の民生委員児童委員の定数は，平成 19 年 4 月現在で 1,490 人であり，うち主任児童委員は，128 人である。

（２） 民生委員児童委員協議会について

民生委員法第 20 条では,「民生委員は，区域ごとに民生委員協議会を組織しなければならない。」と規定しており，本市においては， 64 の地区民生委員児童委員協議会（以下「地区民児協」という。）が設置されている。地区民児協は，当該地区担当の民生委員児童委員で組織され，民生委員児童委員が担当する区域又は事項を定めるほか，委員相互及び関係機関との連絡調整や研修などの実施により，社会福祉の動向を踏まえ，福祉ニーズに対応した適切な民生委員児童委員としての活動の促進に努めている。

（３） 本件対象公文書について

本件対象公文書は，本市の地区民児協の一地区である青葉区〇〇地区における平成 17 年４月から平成 19 年２月までの民生委員児童委員（主任児童委員を含む。以下単に「民生委員」という。）の活動件数集計報告書である。

活動件数集計報告書は，各民生委員が月 1 回作成し，所属する地区民児協の会長に提出するものであり，各地区民児協の会長は担当地区分を取りまとめて，区保健福祉センターへ提出している。提出されたデータは，健康福祉局健康福祉部社会課が，全市分をとりまとめて集計し，年 1 回厚生労働省に報告を行っており，国をはじめ各種

行政機関の福祉施策の企画立案に活用されるほか，地区民児協や各民生委員においても次の活動や自己研修に役立てていくべきものとされている。

活動件数集計報告書の様式には，所属する地区民児協名及び民生委員の氏名の欄，内容別と分野別に分かれた「相談・支援件数」の欄，調査及び実態把握，行事への参加協力等の件数を記載する「その他の活動件数」の欄，訪問・連絡活動等の件数を記載する「訪問回数」の欄，委員相互又は関係機関との連絡調整回数を記載する「連絡調整回数」の欄，及び一ヶ月の活動の合計日数を記載する「活動日数」の欄があり，地区民児協名及び民生委員の氏名の欄以外は，すべて数値（件数，回数又は日数）で記載されている。

民生委員は，活動件数集計報告書を作成するにあたり，毎日の活動概要を日記形式にまとめた手持ち資料を基に，日々の相談・活動内容を活動件数集計報告書のカテゴリーに沿って分類・集計し，件数データとしてまとめるものとされている。

（４）条例第７条第６号の該当性について

条例第７条第６号は，市の機関又は国若しくは他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって，その性質上，公にすることにより，当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報については，これを非開示とする旨を定めたものである。

本件対象公文書に記載された情報のうち，実施機関が非開示としたのは，民生委員の氏名であるが，実施機関は，活動件数と合わせて当該氏名が開示されることにより民生委員の担当区域ごとの活動状況が明らかになると，当該区域の要援護者の生活状況等が推測されることから，区域内の住民が相談を控えるようになり，今後の委員活動に支障を及ぼすおそれがあること，また，活動件数が多い少ないということのみで民生委員が不当に評価され，信用を失うことにより住民からの協力が得られにくくなるなど委員活動に支障を及ぼすことが懸念され，ひいては，民生委員のなり手が減少するおそれもあることから，条例第７条第６号に該当する旨主張する。

本件対象公文書は，民生委員が自己の委員活動に関して作成し，実施機関に提出したものであるから，本件対象公文書に記載された情報は，条例第７条第６号の「市が行う事務又は事業に関する情報」であると認められるが，これを非開示とできる場合は，当該情報を開示することにより，民生委員に係る事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合に限られることから，以下これを検討する。

ア　民生委員の配置基準は政令指定都市の場合，220～440 世帯に 1 人とされており，福祉事務所，精神保健福祉総合センター，児童相談所等で行われる市の他の相談援助業務の多くが区単位や全市を対象としているのに比較し，極めて狭い区域を対象として業務を行っている。さらに，民生委員候補者の推薦のために設置されている地区民生委員候補者選考委員会・各区民生委員推薦会準備会には，町内会役員等，地域の実情に詳しい者が参加しており，民生委員の担当区域の割振りに関しても，当該地区の

民生委員が構成員となる地区民児協において定められるなど，民生委員の活動には，その所属する地域社会との密接な関係が認められる。

また，民生委員の基本的性格は「自主性」，「奉仕性」，「地域性」であるとされ，委員活動は，市の福祉行政の一翼を担う職務であるとともに，地域活動の一部でもあり，住民の日常生活に密着した側面も有している。相談業務を例にとれば，市の専門機関に住民が出向いて相談を行う場合とは異なり，民生委員の自宅や相談者の居宅などのプライベートな空間を会場とし，相談者とのよりよい人間関係に基づいた全人格的接触の中で，相談や援助の業務が行われるべきものである。

イ　このように，地域社会と密接な関係を持ち，住民との信頼関係の構築が必要不可欠である民生委員の活動に際して，情報公開制度により各担当区域の活動記録報告書が誰にでも公開され，当該地区の要援護者等の生活状況等が把握できるようになれば，民生委員のみならず，相談者である住民もこれに対して否定的な反応を示すようになり，このことが民生委員活動に様々な支障を及ぼすおそれがあるという実施機関の考え方には一定の理解ができるところである。

ウ　しかしながら，本件非開示情報が条例第７条第６号に該当するというためには，当該情報を開示することによる支障について，単なる抽象的な可能性では足りず，法的保護に値する程度の蓋然性が要求されるものであるところ，実施機関の主張する理由は具体性に乏しいものであり，当審査会ではその蓋然性を認めるには至らなかった。

エ　すなわち，本件対象公文書は，多種多様な委員活動の実績を，自己申告に基づきカテゴリー別に分類し，数値情報として記録したものにすぎず，民生委員の氏名が開示され，担当区域が特定されたとしても，区域内の相談・支援件数の情報のみで，各地域における要支援者の生活状況や相談状況が明らかになるとは考えにくく，相談者が相談を控えるなど今後の民生委員の活動に支障を及ぼすおそれがあるとまではいえない。

オ　また，民生委員の活動は多種多様であり，活動の件数のみで評価されるべきものでないことは実施機関の主張するとおりであり，これまでも実施機関においては，民生委員の活動への理解・協力を求めるための取り組みを推進してきたものと認められる。したがって，本件非開示情報が開示され，個々の民生委員の活動状況が明らかになることをもってただちに委員活動の不当評価や信用失墜につながり，住民からの協力を得にくくなるとの実施機関の主張は蓋然性に乏しく，委員活動に支障を及ぼすとまでは認められない。

カ　さらに，委員のなり手が少なくなるおそれについても，現在，本市の民生委員は，ほぼ定員を充足しており，実施機関もその意見陳述において，委員氏名の開示による委員候補者選定への影響は少ないと考えられる旨述べている。全国的に民生委員のなり手が不足しているとの報道等もあるが，なり手不足の原因は制度全体に関わる様々な要因によるものと考えられ，本件非開示情報を開示することによる支障としては，

抽象的な可能性に止まるものと判断される。

キ　したがって，本件対象公文書に記録されている民生委員の氏名については，条例第7条第6号に該当せず，開示すべき情報である。

（５）結論

以上のとおりであるから，冒頭のとおり判断する。

審 査 会 の 処 理 経 過

（諮問第４１号）

年　月　日	内　　　　　容
平成１９．５．２	・諮問を受けた
１９．５．２２	・実施機関（青葉区保健福祉センター管理課）から理由説明書を受理した
１９．６．６	・異議申立人から意見書を受理した
１９．６．２１ （平成 19 年度第１回情報公開審査会）	・諮問の審議を行った
１９．７．２６ （平成 19 年度第２回情報公開審査会）	・実施機関（青葉区保健福祉センター管理課）から意見を聴取した ・諮問の審議を行った
１９．８．２９ （平成 19 年度第３回情報公開審査会）	・諮問の審議を行った
１９．９．２６ （平成 19 年度第４回情報公開審査会）	・諮問の審議を行った